

# 「海と生きる」気仙沼観光復興推進計画

令和3年4月1日変更

## 1 復興推進計画の区域

気仙沼市全域

## 2 復興推進計画の目標

本市では、東日本大震災により多くの市民が被災するとともに、水産業を中心とした地域産業も甚大な被害を受けた。また、これに伴い市内の人口も減少しており、地域経済の活力の低下が懸念されている。

本市は震災以前、リアス式海岸の豊かな自然環境に恵まれ、雄大な景色や日本有数の漁港都市として、フカヒレ・サンマ・カツオなど、新鮮な魚介類を中心とした「食」を重要な観光資源として、年間約250万人が来訪する三陸有数の観光地であった。

しかし、震災により沿岸部を中心として多くの景勝地や海水浴場、観光施設、宿泊施設や飲食店などの観光関連産業が津波による甚大な被害を受け、平成23年には年間43万人まで観光客が落ち込んでいる。観光客の減少は観光消費額の減少という形で地域経済に直接的な影響がある一方、被災した多くの観光産業関連事業者が事業の廃止若しくは雇用の見直しを迫られている。

雇用機会確保の観点から、観光関連産業は今後も主要産業の一つであり、観光関連産業の早期復興・振興を図り、地域住民の雇用を確保することが急務の課題である。

こうした状況を踏まえ、海水浴場や景勝地等の観光施設、中核的な公共的集客施設を早期に復旧する。

加えて、より魅力的な観光地としての気仙沼の創造に取り組むこととし、本市の観光戦略会議\*1が提言した「観光に関する戦略的方策」に基づき、単に被災した観光地や観光施設を元の通りに戻すのではなく、被災を契機に、本市の観光の魅力・潜在的な可能性を自ら再発見し、より魅力的な観光地としての気仙沼を創りあげるという考え方（ビルド・バック・ベター）に基づき、人とのつながりを大事にする観光地づくりなどを目指すべき将来像に据えながら、本市の強みを活かした観光振興に取り組む。

併せて、宿泊施設や飲食店、お土産店、あるいはタクシーなどの交通事業者等の観光関連産業の集積の形成及び活性化に取り組む。

上記の取組みにより、観光交流人口の回復・拡大を図り、加えて、集積した観光客に地場産品や各種サービスを提供する小売業や宿泊業等の観光関連産業の集積を図ることにより、本市を訪れる観光客の消費拡大を促し、本市の観光の再生・復興と地域経済の活性化及び観光関連産業による雇用機会の確保を図る。

\*1: 気仙沼市では、被災を契機として観光の可能性を再発見し、より魅力的な観光地としての気仙沼の創造を図るため、平成 24 年 3 月に観光戦略会議を設置した。同会議には、観光産業だけでなく、水産業や地域づくりに携わる様々な関係主体が参加し、官民一体となり、気仙沼の観光振興の方策について検討を行ってきた。その結果、平成 24 年 12 月には「観光に関する戦略的方策」バージョン 1 が、平成 25 年 3 月にはバージョン 2 が気仙沼市長に提言されている。

### 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

#### ① 気仙沼ならではのオンリーワンの観光資源を活用した誘客

「気仙沼市魚市場を中心とした港資源と食のブランド」「震災の遺構と伝承、復興する人々」の 2 点をオンリーワンの観光資源と位置付け、これらの観光資源について、その魅力を高め、活用による観光客の誘致を図る。

具体的には、各観光資源ごとに、以下の取組を実施する。

##### (1) 「気仙沼市魚市場を中心とした港資源と食のブランド」

- ・水産業と観光関連産業との連携・融合
- ・魚市場等港に関連する施設の復旧
- ・新たな観光施設等の整備
- ・地場製品のブランド化と 6 次産業化
- ・気仙沼地域 HACCP 工場認定・ブランド商品認証
- ・水産物高付加価値化推進
- ・6 次産業化推進整備
- ・ブランド化した地場産品を扱う小売業及び飲食業の集積

##### (2) 「震災の遺構と伝承、復興する人々」

- ・震災の遺構の保存とその伝承活動の実施
- ・被災地案内プログラム・ルートの開発
- ・まち全体を活用した防災教育プログラム開発
- ・震災語り部の育成とスキルアップ

#### ② その他の観光資源を活用した誘客

被災した観光施設等の復旧に加え、オンリーワンの観光資源以外の既存の観光資源の掘り起し・磨き上げに取り組むとともに、新たな観光施設等の整備を図り、併せて、これらの観光資源を活用した観光客の誘致を図る。

#### ③ 情報発信力の強化等

広域観光ルートの開発や情報発信体制を強化し、観光客への情報発信力を強化し誘致につながるるとともに、ボランティアガイドの養成等により観光客の受け入れ体制を強化す

る。

#### ④ 観光関連産業の集積

本市各地にある観光資源を活用して集客した観光客の消費拡大を促進するため、土産物を扱う小売業や飲食業及び観光に付随するサービス・物品を提供する事業者の集積を図るとともに、長期的に本市に滞在してもらえるよう宿泊業の集積を図るなど、観光関連産業の集積を図る。

#### 4 復興産業集積区域の区域（別表参照）

別添 1 の地図で示す下記の区域。概括図については、別添 2 参照。

- ① 気仙沼地区復興産業集積区域
- ② 大島地区復興産業集積区域
- ③ 唐桑地区復興産業集積区域
- ④ 本吉・階上地区復興産業集積区域
- ⑤ 鹿折金山資料館周辺復興産業集積区域
- ⑥ 月立小学校周辺復興産業集積区域
- ⑦ 市民の森周辺復興産業集積区域
- ⑧ 徳仙丈山気仙沼側登山口周辺復興産業集積区域
- ⑨ 徳仙丈山本吉側登山口周辺復興産業集積区域
- ⑩ モーランド本吉周辺復興産業集積区域
- ⑪ 田東山周辺復興産業集積区域

ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

#### 5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

##### (1) 法第 2 条第 3 項第 2 号イの復興推進事業

- ① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果
  - (ア) (イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域 4 で示した区域と同じ
  - (イ) (ア)の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、45 水運業（452 沿海海運業、453 内陸水運業に限る。気仙沼地区復興産業集積区域、大島地区復興産業集積区域、唐桑地区復興産業集積区域、本吉・階上地区復興産業集積区域に限る。）、50 各種商品卸売業（5216、5219、5223、5229 に係

る商品を取り扱うものに限る。気仙沼地区復興産業集積区域に限る。) 52 飲食料品卸売業 (5216 生鮮魚介卸売業、5219 その他の農畜産物・水産物卸売業、5223 乾物卸売業、5229 その他の食料・飲料卸売業に限る。気仙沼地区復興産業集積区域に限る。) 56 各種商品小売業 (569 その他各種商品小売業 (従業員が常に 50 人未満のもの) に限る。)、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業 (593 機械器具小売業 (自動車、自転車を除く) に限る。)、60 その他の小売業 (603 医薬品、化粧品小売業、605 燃料小売業、606 書籍・文房具小売業、607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業に限る。)、67 保険業 (672 損害保険業、6733 少額短期保険業、6742 損害保険代理業、6743 共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業に限る。)、69 不動産賃貸業・管理業 (691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く) のうち、複数の事業者に対して店舗等の提供を行う不動産賃貸業であって、本計画 5 (1) ④ (コ) に掲げる食のまちをテーマとした観光・物産施設の整備に寄与するもの、693 駐車場業に限る。)、70 物品賃貸業 (704 自動車賃貸業、705 スポーツ・娯楽用品賃貸業に限る。)、71 学術・開発研究機関 (711 自然科学研究所に限る。) 73 広告業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業 (791 旅行業、794 物品預り業、7993 写真現像・焼き付け業、7999 他に分類されないその他の生活関連サービス業に限る。)、80 娯楽業 (801 映画館、802 興行場、興行団、804 スポーツ施設提供業、805 公園・遊園地、806 遊戯場、809 その他の娯楽業に限る。

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) の規定による規制 (同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。) の対象となる業種は除く。

(ウ) (イ)の業種の総称

「観光関連産業」

(エ) 集積の形成及び活性化の効果

震災前、本市には毎年、約 250 万人前後の観光客が訪れていた。しかし、東日本大震災により、市内の主要観光施設や宿泊施設には大きな被害が生じ、また、域外から多くの観光客を集めていた観光イベントも中止された。このことを受け、平成 23 年の観光入込客数は約 43 万人と震災前の約 1/6 にまで減少している。

特に、被害が大きかったのは、沿岸部周辺に集積していたホテルや旅館、民宿などの宿泊施設や飲食店、お土産店などの民間の観光関連施設である。とりわけ震災前、三陸最大の収容能力を有し、約 20 万人が宿泊していた本市の宿

泊施設は震災以前の 90 施設、定員約 4,500 名から震災後には 38 施設、定員約 2,400 名へと大幅な減少となるなど、甚大な被害を受けている。

こうした状況を踏まえ、観光戦略に基づき、観光資源の磨き上げ・発掘により魅力ある観光資源を揃える取組を実施するとともに、情報発信力及び観光客受け入れ体制を強化し、観光交流人口の回復・拡大を図る。

観光交流人口の回復・拡大の取組に加え、このように被災した観光資源が所在する地域、とりわけ市中心部以外の観光エリア（階上・大島・本吉・唐桑）においては、旅館・民宿などの宿泊施設の整備とその地域の特産品が購入できるお土産店や飲食店の集積を図る。一方、これらの観光エリアの結節点であり、ビジネス・商業の中心地である、内湾・魚市場エリアにおいては、三陸の中核都市としての宿泊施設や気仙沼ならではの食を提供する飲食店ほか、フカヒレや戻りガツオなど、全国ブランドとなっている特産品が購入できる集客・物産施設等の集積を図る。また、内陸の観光エリアにおいても、観光に付随するサービスを提供する事業者の集積を図る。

観光交流人口の回復・拡大と観光関連産業の集積により、まちの魅力と賑わいが創出され、観光客の回数性・滞在性が高まり、さらに観光消費が増大し、地域経済の活性化と雇用機会の確保が期待される。具体的な効果の予測値は、以下のとおりである。

	参考 震災前 (平成 21 年)	現状 (平成 23 年)	短期目標 (3 年以内) ~H28.3.31	中期目標 (6 年以内) ~H31.3.31	長期目標 (10 年以内) ~ H35.3.31
観光客の入込み数	260 万人	43 万人	150 万人	250 万人	330 万人
宿泊者数	21 万人	27 万人 うち復興関係者 23 万人 上記以外 4 万人	30 万人 うち復興関係者 15 万人 上記以外 15 万人	39 万人 うち復興関係者 3 万人 上記以外 36 万人	62 万人 うち復興関係者 3 万人 上記以外 59 万人
体験学習・教育旅行	4,489 人	300 人	2,000 人	4,000 人	10,000 人
観光消費額	—	96 億円	189 億円 (現状比：+93 億 円)	307 億円 (現状比：+211 億 円)	446 億円 (現状比：+350 億 円)
観光消費の拡大の効果 1. 経済波及効果	—	107 億円	200 億円 (現状比：+93 億 円)	320 億円 (現状比：+213 億 円)	469 億円 (現状比：+362 億 円)
観光消費の拡大の効果 2. 雇用者数(雇用誘発数)	—	(参考：859 人)	1,599 人 (現状比：+740 人)	2,565 人 (現状比：+1,706 人)	3,751 人 (現状比：+2,892 人)

- ② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村  
 気仙沼市において津波により直接の被害が生じた地域（別添 3 参照）

雇用等被害地域を含む市町村は気仙沼市

<理由>

本市においては、本震災により、本市の全域にわたり地震による強烈な揺れとともに、沿岸地域を襲った津波による広範囲の浸水によって、甚大な被害が発生した。特に住宅地や農地、漁港をはじめとする産業基盤や公共インフラが広範囲にわたって津波の深刻な被害を受けている。これにより、事業主都合離職者数、雇用保険受給者数、雇用保険の資格喪失者数等の雇用に対する指標が、前年同時期に比べて、大きく悪化している。

■ 有効求人倍率等の推移

		平成22年			平成23年			平成24年		
		4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月
有効求人倍率数		0.44	0.39	0.44	0.19	0.17	0.29	0.60	0.65	0.71
雇用 保 険	被保険者数	18,287	18,399	18,438	12,066	11,348	11,919	14,731	15,220	15,416
	受給者実人数	429	400	444	993	5,056	5,487	529	339	258
事業主都合離職者数		154	91	93	2,083	1,500	212	170	114	100

- ② ①の(ア)の復興産業集積区域のうちその区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの

4で示した区域と同じ

- ③ 特別の措置

- (ア) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条～第 40 条の規定に基づく措置）
- (イ) ①の(イ)の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 4 3 条の規定に基づく措置）

- ④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

- (ア) 観光関連団体の組織強化支援（実施主体：市・民間等）

観光関連団体のより一層の連携と地域や産業の枠を越えた情報の共有化を図り、物産関連団体と協調した競争力に満ちた「チーム気仙沼」による観光施策を企画・推進する。

- (イ) 自然公園園地等の整備（実施主体：国・県・市）  
観光資源の再生のため、階上（岩井崎・お伊勢浜）、大島、唐桑、本吉それぞれにある自然公園の園地や付帯設備の復旧を行い、観光客を受け入れる基盤を整備する。
- (ウ) 宿泊施設整備支援（実施主体：国・県）  
本市産業の復活と雇用の確保、観光客の受け入れ態勢の整備のため、被災した宿泊施設の再建を支援し、国の中小企業等グループ支援事業補助金や県が実施する観光施設再生支援事業による補助金の活用を進める。
- (エ) 観光看板等の再整備（実施主体：市・民間団体等）  
被災した観光看板等を再整備することで、観光客の利便性の向上を図り、市内周遊観光を推進し、地域の活性化を目指す。
- (オ) コンベンション機能の整備（実施主体：市）  
市外からのコンベンション誘致を推進するため、被災した公民館の今後の整備方針と一体で検討しながら、コンベンション機能を整備し、地域文化の伝承や地域カルチャーの発信拠点として活用することで、交流人口の増加を図り地域活性化につなげる。
- (カ) 観光施設等の整備（実施主体：県・市・民間団体等）  
被災施設については、費用が国から措置される期間内での撤去を進めるとともに、デジタルフィールドミュージアムなどの新しい手法の導入も含め、市内全体の観光戦略の中で施設整備の方針を決定し取り組む。
- (キ) 「道の駅」の復旧・整備（実施主体：県・市・関係団体）
- (ク) 被災海水浴場の砂浜復元（実施主体：国・県・市）  
砂浜の復元を進める中で、松林の再生、照葉樹の活用、湿地帯の活用を検討するとともに、地質や植生などの研究、教育への活用も図り、必要な施設整備を行う。
- (ケ) 震災の教訓を活かした地域再生観光（実施主体：市・民間団体等）  
これまでの食や地域文化を活用した体験型メニューに加え、被災地支援ボランティアツアーや東日本大震災の教訓を後世に語り継ぐメニューを創出するなど、着地型観光の企画・実施を進めるとともに、コミュニティ・ビジネスの立ち上げを支援する。
- (コ) 食のまち観光物産推進（実施主体：市・民間団体等）  
着地型観光情報の積極的発信による集客力増に向け、被災した「海の市」の再建やショッピングモール的な発想も含め、食のまちをテーマとした観光物産施設の整備を図る。
- (サ) 産業観光の推進（実施主体：市・民間団体等）  
新たな観光資源の創造と企業イメージの向上など、産業観光のメリットを事業所に対して紹介するとともに、復旧する事業所には見学しやすい施

設の整備に協力を求める。

なお、今後の産業観光の推進策として市の支援についても検討する。

- (シ) 平泉世界遺産連携等広域観光推進（実施主体：県・市・民間団体等）

被災した観光地ごとに観光資源の再生と発掘を行い、協力して情報発信を行う。また、平泉世界遺産と被災地としての観光メニューや食と地域文化を活用した観光メニューをセットするなどの企画を提示し、誘客を図る。
- (ス) 外国人観光客誘致促進（実施主体：市・民間団体等）

被災後の気仙沼の知名度の向上を交流人口の拡大につなげるため、被災と復旧・復興の情報発信に努めるとともに、平泉世界遺産や仙台・松島との広域連携に努め、外国人観光客の誘致促進を目指す。
- (セ) 観光イベント支援（実施主体：気仙沼市）

地域の活性化と観光資源の創造を図るため、交流人口の拡大を目的として市内で観光イベントを行うものを対象にした支援の検討など、取組の充実に努める。
- (ソ) 誘客宣伝支援（実施主体：気仙沼市）

市内への誘客拡大を図るため、本市のPRと誘客宣伝を行うことを目的として市外のイベントに参加するものを対象にした支援の検討など、取組の充実に努める。
- (タ) ホヤぼーや活用プロジェクト（実施主体：市・民間団体等）

観光キャラクターを活用した事業展開を図り、地域活性化を推進する。
- (チ) ネーミングライツの活用（実施主体：気仙沼市）

本市の知名度アップと企業の注目度向上を図るため、産業施設や文化・スポーツ施設などにネーミングライツ（命名権）を設定する。
- (ツ) 観光関連学科の誘致（実施主体：気仙沼市）

観光分野での人材育成や産学官が連携した観光都市づくりを推進するため、大学や専門学校の観光関連学科等の誘致を図るとともに、大学生などによる災害ボランティアなど被災地の再生に向けた体験型観光の発信を進める。
- (テ) 気仙沼地域HACCP工場認定・ブランド商品認証（実施主体：気仙沼市）

気仙沼地域HACCP工場認定・ブランド認証商品の基準等の再整備を行うことにより、地域HACCPとしての制度向上とブランド力の強化を図る。
- (ト) 水産物高付加価値化推進（実施主体：宮城県・気仙沼市）

漁業者が生産だけでなく、農業、畜産との連携を図り、商品開発や流通販路の拡大を進めることで収益性の向上及び水産物の高付加価値化を図る。
- (ナ) 6次産業化推進整備（実施主体：宮城県・気仙沼市）

農林水産物の生産だけでなく、加工・流通・販売にわたる経営の多角化



による所得向上を図るため、直売、加工を行う組織の育成を図る。

(ニ) 気仙沼市企業立地奨励制度（実施主体：気仙沼市）

気仙沼市内に立地する製造業等の企業に対し、立地奨励金、用地取得補助金、雇用奨励金、緑化推進補助金を交付し、企業の立地を奨励する。

(ヌ) 企業誘致推進（実施主体：気仙沼市）

トップセールスを進めるとともに、イベントの参加、企業誘致専門職員の育成、主に市外・県外の企業訪問に加え、地元企業の訪問も行うことで、地元企業の取引拡大に努める。

(ネ) 内湾まちづくり土地区画整理事業（実施主体：気仙沼市）

気仙沼観光の顔とも言うべき「内湾地区（魚町・南町）」の創造的復興を進めるため、国の交付金事業を活用した土地区画整理事業の進捗を図る。

(ノ) 水産加工施設等の集積（実施主体：気仙沼市）

気仙沼市では南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備し、基幹産業である水産業、特に水産加工業の早期復旧・復興を実現し、雇用の回復と拡大を図る。

**6 特定復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容**

気仙沼市観光推進特区

「観光関連産業」

内容は、5（1）の内容と同じ。

**7 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明**

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、交流人口の拡大が図られ、本市の基幹産業の一つである観光関連産業の復興の円滑かつ迅速な推進と、更なる発展が見込まれる。その結果、観光関連産業により雇用機会が確保され、市民が安心して働くことができるまちづくりが進む。

これらの効果は、気仙沼市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

**8 その他**

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった。

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したが、計画に対する意見はなかった。（令和3年4月1日申請時）